

災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、千葉県山武郡市内の東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町及び横芝光町（以下「協定市町」という。）の地域において、地震、津波、水害、火災等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において協定市町は市町相互の応援を求めることを確認し、応急措置を的確、かつ、迅速に遂行するために必要とする応急措置の種類、応援要請の手続き、応援に要した費用等について定めるものとする。

(応援する応急措置の種類)

第2条 応援する応急措置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧及び生活必需品の提供
- (2) 救済及び応急復旧等に必要の職員の派遣
- (3) 避難場所及び避難施設の提供
- (4) 前各号に定めるもののほか、災害対策上必要と認められる応援

(応援要請の手続)

第3条 被災市町の長は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、緊急を要する時には、電話等により協定市町の長に応援要請をし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要する応急措置の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援の場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

(責務)

第4条 協定市町は、応援要請があった場合は、可能な範囲内において最大限これに応えるものとする。

(応援に要した費用の負担)

第5条 応急措置の応援に要した経費は、応援を受けた市町で負担するものとする。ただし、災害対策基本法第72条の規定により、千葉県知事が指示したものについては、この限りではない。

- 2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難いときは、その都度協定市町間で協議して定める。

(自主応援)

第6条 協定市町は、災害が大規模で、通信の途絶等により被災市町が必要な応援要請をすることができないと認めるときは、独自の判断に基づいて必要な措置を講ずることができる。

(体制整備)

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、防災訓練等を通じて必要な体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日とする。
ただし、この期間が満了する日の1ヶ月前までに、協定市町から何らかの申出をしないときは、更新の手続きを経ることなく、この期間は更に1年間同一の条件をもって延長するものとし、その後において期間が満了したときも、同様とする。

(その他)

第9条 この協定について、疑義が生じた事項、定めのない事項等については、その都度協定市町間で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年8月10日から効力を生ずる。
- 2 災害時における東金市、山武市、大網白里町及び九十九里町との相互応援に関する協定書（平成24年6月1日締結）は、廃止する。

この締結を証するため、本書6通を作成し、協定市町はそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月10日

東金市東岩崎1番地1

東金市長 志賀直温

山武市殿台296番地

山武市長 椎名千収

山武郡大網白里町大網115番地の2

大網白里町長 金坂昌典

山武郡九十九里町片貝4099番地

九十九里町長 川島伸也

山武郡芝山町小池992番地

芝山町長 相川勝重

山武郡横芝光町宮川11902番地

横芝光町長 佐藤晴彦